

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

株式会社 EM アップ

② 施設・事業所情報

名称：どんぐりルーム甲子園	種別：小規模保育事業		
代表者氏名：園長 由利 佐奈枝	定員（利用人数）： 19（19）	名	
所在地：〒663-8177 兵庫県西宮市甲子園七番町2-5			
TEL：0798-42-7990	ホームページ： https://donguriroom.net/		
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：2015年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名）：株式会社オペレーションナーサリー			
職員数	常勤職員： 7	名	非常勤職員： 3
			名
専門職員	（専門職の名称）		
	保育士	8名	
	栄養士	1名	
施設・設備の概要	（居室数）		
	（設備等） 0歳児室・1歳児室・2歳児室・給食室・園児トイレ・沐浴・シャワー・事務所		

③ 理念・基本方針

【保育理念】

- ・子ども一人一人の人権を尊重し、最善の利益を考慮した環境を保障する
- ・保育所の専門性を生かし、養護及び教育を一体的に行う
- ・保護者や地域の社会資源との連携を強化し、地域の子育て支援の充実を図る

【保育方針】

- ・子どもが安心感と信頼感をもって活動ができるよう、子ども主体としての思いや願いを受け止め 自己を十分に発揮できる環境を整える
- ・十分に養護が行き届いた環境の下で、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・生活や遊びを通して「心情」「意欲」「態度」を養い、生きる力を育む
- ・地域に開かれた子育て支援の場として、子ども、保護者、地域との関係性を高め、地域の子育て力の向上に寄与する

【保育目標】

- ・優しく思いやりのある子ども
- ・自主性、創造力のある子ども
- ・自分の思いや気持ちを自分の言葉で表現できる子ども
- ・十分に体を動かし、のびのびと遊ぶ子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

- ❖ 育児担当制で子ども一人ひとりの発達に合わせた保育を行い、保育者との信頼関係・情緒の安定・愛着関係を築ける保育を行っています
- ❖ 年間行事を計画し、多彩な経験と保護者と子どもの成長を共有できる取組みを行っています
- ❖ 特別カリキュラム（運動遊び・英語遊び・就学前カリキュラム）を実施しています

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7年 9 月 1 日 (契約日) ~ 令和 8 年 3 月 10 日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	0回 (令和 年度)

⑥総評

どんぐりルーム甲子園は、株式会社オペレーションナーサリーが運営主体となる小規模保育園です。法人は他にも認可保育園・小規模保育園・姉妹園として社会福祉法人認可保育園を運営しています。どんぐりルーム甲子園は、兵庫県西宮市の阪神甲子園球場近くに位置し、関西屈指の有名な場所に立地しています。区域には阪神電鉄甲子園球場駅から徒歩1分の場所にあり大阪都市部への通勤の利便性の良い地域にあります。近隣には商業施設も数多く、活気に満ちあふれた場所にあります。園舎は、マンションの2階部分が施設で、姉妹園のくみキッズルームこうしえんと隣合わせになっており、様々連携を取りながら保育運営をしています。保育室はワンフロアで年齢別の保育スペースの確保があり、保育内容によってパーテーションを移動させて活動できるように教育保育環境に応じた環境を整えています。様々な玩具を揃え子ども自らが手に取れるような玩具棚の配置があり、主体性を育む保育環境を整備しています。また育児担当制を重視した一人ひとりに丁寧な保育が行えるよう、配慮されています。施設長は、保育者と保育の課題を一緒に考え、解決できるよう常に寄り添う姿勢で保育理念・方針に基づいた保育実践が行われるようより良い保育の為に熱心に指導されています。設立時から、子どもファーストで考えられる職員の育成・実践となるように優しい眼差しで職員ひとり一人に対して耳を傾け、課題を見つけ解決できるよう具体的な方法で人材育成をしています。また、地域の方々との連携も積極的に行い、地域からも愛される保育園を目指して尽力されています。

.....

◇特に評価の高い点

❖法人本部との連携が密に行われており、スムーズな運営が展開されています

理念・方針の実現のために保育方針を明確にし、職員行動規則・運営規定・各種マニュアル等へ一貫して落とし込んでいます。法人園長会で情報の共有が行われ、保育のコスト分析・人材確保・人材育成・設備等の検討・分析が行われ適正な運営となるよう努めています。

❖育児担当制によるていねいな保育と環境づくりに力をいれています

子ども一人ひとりの発達に合わせた育児担当制保育を実施し、子どもの気持ちを言葉で代弁しながら受け止める関わりをしています。また、豊富な玩具を子どもが選んで手に取って遊べる玩具棚の配置をし、好きな遊び・やりたい遊びができる環境を整えています。情緒の安定と環境づくりを両輪とした実践に継続的に取り組んでいる点が特徴です。日々の保育巡回で良い実践を認め合うことで、施設全体として共通の保育観を養っている点も大きな強みとなっています。

❖地域の福祉ニーズ等を把握し、子育て支援や子どもと地域との交流を広げるための取組みが積極的に行われています

地域住民とのコミュニケーションを図り、良好な関係作りを積極的に行っています。子どもとの交流の機会として、子どもが散歩に出かける公園のクリーン作戦や花壇の植ええを子ども達と一緒にするような機会が定期的に設けられ地域との良好な関係作りに尽力しています。

◇改善を求められる点

❖質の向上に向けた取組みが組織的・計画的に行われるよう、実行可能な計画を作成することが望まれます

単年度計画における実績分析や評価内容を中期計画に反映させ、次年度計画との接続性を高めることで、施設全体のPDCAサイクルがより効果的に機能すると思われまます。計画的な人材育成や設備投資、保育の方向性をより明確に示していくことが望まれます。事業計画は、職員や保護者にも見える形で周知することが望まれます。また、職員には、事業計画・研修計画・行事計画等一式にして配布する等、職員共有するための工夫が期待されます。

❖PDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取組みが望まれます

保育の指導計画（月の計画や週計画）の評価・見直しは適切に実施されています。保育内容だけでなく経営面や運営面も含めた実施状況の把握、保育者の自己評価等を実施し保育所全体の自己評価を行い保育の質の向上に向けたPDCAサイクルに基づいた取組みが望まれます。

❖指導計画の作成に当たりアセスメント手法や指導計画作成の検討が望まれます

全体的な計画は、保育所保育指針に基づいて、全体的な計画に位置づけて作成することが望まれます。乳児における教育保育内容について「3つの視点」で捉えた内容の見直しと全職員が参画して作成することが、より良い質の向上に繋がる計画となることが期待されます。また、指導計画を作成する際のアセスメント作成手順・指導計画の見直しについて組織的な手順等の仕組みを定めることや指導計画を緊急に変更する際の仕組みについて整備を進めていくことが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたび、初めて第三者評価を受審いたしました。評価を受けるにあたっては、様々な不安もありましたが、調査員の方々が丁寧にご教示して下さいましたことで、理解をしながら受審することができました。職員全員で園運営や保育内容に関して振り返り、現状や具体的な課題を見つける良い機会となりました。

保護者アンケートでは、保護者様からご意見を伺うことができ、励みになるとともにいただいたご意見やご要望を真摯に受け止め、職員間で共有し具体的な対応策を検討してまいります。今後も保護者の皆様に信頼され、子どもたちが安心して過ごせる園づくりに努めてまいります。最後になりましたが、保護者の皆様、お忙しい中、アンケートにご協力いただき、心より感謝申し上げます。また、評価機関、調査員の方には丁寧に評価していただきありがとうございました。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>保育理念『子ども一人一人の人権を尊重し、最善の利益を考慮した環境を保証する・保育所の専門性を生かし養護及び教育を一体的に行う・保護者や地域の社会資源との連携を強化し、地域の子育ての支援の充実を図る』としています。理念に基づき 保育方針・保育目標・保育内容を明示しています。中長期計画・事業計画・ホームページ・園のしおり・パンフレット・全体的な計画等に記載し、職員は年度初めの会議で施設長から説明を受け、理解して保育実践に繋がっています。保護者には入園面接に於いて、園のしおり・重要事項説明書等を使って説明し、周知が十分に図られています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>社会福祉事業の動向については、同法人園との連携や西宮市子ども支援課・保育幼稚園支援課と情報共有し集約を行っています。また、西宮市子ども支援課・保育幼稚園支援課との連携で、人口の流入や世帯数を把握し、地域の特徴や変化等分析をしています。保育のコスト分析は、法人内の園長会議にて打ち合わせを行い、現状を適切に確認しています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>保育内容の課題は、保育の質の向上の取組みや保育の標準化とし、経営環境の課題は、保育業務のデジタル化を進めるとしています。職員体制・人材育成の課題は、経験者の人材の新規採用やリーダー職員の人材育成・経年劣化での修繕の必要性を挙げています。これらの課題について、法人内園長会議で報告を行い、職員には職員会議やミーティング等で周知しています。人材確保の課題解決に向けて、ハローワークや人材派遣会社への登録等、職員募集を積極的に行っています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>中長期計画は、2025年度～2029年度の5か年計画を策定しています。計画を策定するにあたり基本方針として『“すべては子どもたちのために”を共通理念とし、施設の規模や法的条件に応じた運用を行う』『“すべては子どもたちのために”をモットーに、子ども主体の丁寧な保育を提供する』等と掲げています。内容は“中長期目標・年度別実施計画・評価改善サイクル”としています。経営目標及び目標達成の為の取組みとして数値目標も設定し段階的な計画として定めています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>単年度事業計画の内容は、保育理念・保育方針等を記載し、施設の詳細・クラス構成・月別保育日数・保育目標・健康支援・職員構成・行事予定・環境衛生管理・安全対策事故防止・保護者への支援・特色ある保育・研修計画等を記載しています。今後は、事業計画策定に於いて、今年度力を入れたい内容や具体的な成果を設定する等実施状況の評価を行える内容とし職員の参画や計画の周知が望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>事業計画は年度末に1年間の振り返りを行い、次年度の計画作成に反映することとしています。職員へは年度末にかけての面談で事業計画の理解を促し、日々の職員からの意見を反映させるように努めています。今後は、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認し、職員へは事業計画の内容等の資料を配布して詳細な内容が周知されることが望まれます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者には、入園時面談で事業計画の主な内容を「園のしおり・重要事項説明書」「年間行事予定表」で知らせています。保護者から事業計画についての意見や要望は、日常的に受付、意見箱の利用で意向を集約する仕組みがあります。今後は、年間行事予定だけでなく、施設の事業計画の内容について、保護者へ周知することが望まれます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>保育の質の向上については、職員は積極的にキャリアアップ研修や外部研修に参加しています。施設長は保育室の巡回を行い、日々の保育日誌で保育の内容について評価しています。また、第三者評価を定期的に受審する予定をしています。今後は、組織的にPDCAサイクルの仕組み作りを行い、課題解決に向けた取組みを行うことが望まれます。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> 改善課題については、職員間で課題の共有が図られ実施に向けた取り組みを行っています。今後は改善の時期や方法を具体的に定め、設備の改善や人材育成・人材確保等単年度計画では解決できないものは、必要に応じ中長期計画等で段階的計画し取り組むことが望まれます。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> 施設長の役割や責任については「就業規則」「運営規定」「職務分掌」に明記しています。施設長や全職員の役割や責任について「職務分掌」に記載し施設長不在時の権限委任等を含め明確化しています。今後は「職務分掌」を基に施設長の自らの役割と責任について職員へ表明する機会を持つことが望まれます。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> 施設長は、西宮市児童福祉の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいて、コンプライアンスの遵守に向けて、児童福祉法・保育所保育指針・子ども子育て支援法等保育関連に関する法令の把握に努めています。施設長は、法令遵守の観点での経営に関する情報を法人園長会や西宮市からの情報提供から集約しています。施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守する為の具体的な取組を行うことが望まれます。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 施設長は保育の巡回やミーティングへの参加により、職員からの意見や要望を日常的に徴取しています。職員から挙げた課題について、アドバイスや指導を行い改善しています。また、保護者からの意見に対する内容についても保護者対応の指導を行っています。保育の質の向上に向けた組織的な取組みとして、柔軟な職員配置や有給・公休の確保、キャリアアップ研修や外部研修に参加できるような取組みを行っています。外部研修の受講が難しいと判断した場合は、オンライン受講できる研修の提示や消防隊員による救命救急講習・小児科医による乳児の健康についての研修を園内で実施する等、柔軟な研鑽の機会の充実を図り、指導力を発揮しています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 施設長は経営の改善や業務の実効性に向けて、経費の削減や業務負担改善の取組み等常に職員とのコミュニケーションを図りながら、スムーズに進めています。また、法人園長会議で姉妹園との情報を共有し、シフト調整や処遇改善等、働きやすい職場作りに努めています。施設内の担当として、食育・危機管理・絵本・在庫係等を設置し、職員が主体的に園運営に関わるよう指導力を発揮しています。		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>人材確保に向けた具体的な取組みとして、ハローワーク・人材紹介・ホームページ・求人票の掲示等人材募集掲載を行い、採用に繋げています。今後は、人材育成について基本的な考え方や方針を明確にし、具体的な取組みが記載された文書や計画を作成することが望まれます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>就業規則第5条(職務の心得)に基づき、「職員に求めている人材像」「職員に期待すること」として『子ども一人ひとりを大切に子どもを主体的とした丁寧な保育ができる/専門職としての自覚と責任を持ち、日々自己研鑽に努め、人間性と専門性の向上に努める等』としています。人事基準は「就業規則」「給与規定」に定められ、職員処遇の水準や処遇改善については、施設長・代表取締役と処遇改善計画書や実績報告を基に評価分析し、社会的な賃金水準を加味して総合的に判断した上、管理職等への昇格等を行っています。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>労務管理責任者は代表取締役が担い、職員の就業状況はシフト表や出退勤システム・休暇は有給休暇台帳で管理しています。職員の健康と安全は、健康診断や休憩時間の確保・施設長による職員面談が行われています。また、今年度は、施設長面談の機会を増やし、職員間のコミュニケーションを多く取ることで、職員が相談しやすいよう常に声掛けを行い、職員の悩み相談ができるようにしています。時間外労働の削減や有給休暇の取得・事務作業の効率化・職員制服の支給・研修費の会社負担等、総合的な福利厚生を実施しています。こうした取り組みにより職員の定着率が上がったことが成果として挙げられます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>職員面談を行う際には、来年度の意向調査を行い職員一人ひとりの目標を施設長が確認しています。また面接で振り返りを行い、課題や目標を確認しています。今後は、保育士の為の自己評価票等を用いて職員一人ひとりの目標設定・目標項目・目標水準・目標期限を明確にすることが望まれます。職員の目標に向けた進捗状況を適切に確認することが人材育成に繋がることが期待されます。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>教育・研修に関する基本方針は「就業規則第5条(職員の心得)」等に明示しています。キャリアアップ研修をはじめ、外部研修(乳児保育・障がい児保育・子どもの健康安全・人権擁護・保育現場におけるマネジメント等)、オンライン研修(食物アレルギー・リスクマネジメント)、園内研修(消防隊員による救命救急講習・小児科医による乳児の健康)多岐に渡る充実した内容を計画し受講しています。実施する等には、一人当たり平均2~5回の参加ができるような体制を整え、研修レポートを基に研修報告が行われています。法人園長会議で意見交換を行い、研修内容の評価と見直しを行っています。</p>		

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>個別の職員の知識や技術の習得に向けた研修への参加が行われています。入職時には経験や習熟度に応じたOJTが行われています。職務に必要とする知識や技術を得る機会として、職員の希望する研修を受けられる体制を確保しています。研修案内は掲示で周知し、希望者する研修の受講ができるよう休暇やシフト調整を行い、就業時間内で参加できるように工夫しています。また法人が研修費用の負担をし、職員が進んで研修受講できるよう整備しています。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>実習生の受入れは「実習生受入れマニュアル」に基本姿勢や教育・育成についての記載があります。実習内容として、保育の部分実習ができるプログラムを作成し、実習受入れは施設長が担当しています。これまでに子育て支援員の実習を受入れた実績があります。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>理念や基本方針・保育の特徴は、ホームページ・園のしおり・重要事項説明書・パンフレットで情報公開しています。保護者へは苦情解決の体制について、園内掲示・重要事項説明書に記載し苦情相談の内容や改善対応の内容については、ホームページで公表しています。西宮市の広報ホームページや園見学者にパンフレット配布し、施設の活動等を多くの家庭に知らせています。今後は、利用者・地域に向けて施設のホームページ等に事業計画・事業報告・予算・決算等の情報を公開することが望まれます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>施設に於ける事務・経理・取引に関するルールは「就業規則」「給与規定」「経理規定」に明記しています。事務・経理等の内部監査は、理事長・副理事長・施設長の三者で確認の上、毎月会計事務所の公認会計士による内部監査が定期的実施しています。財務や事業については、公認会計士による外部監査を受け、指摘事項や改善の具体案等の助言や指導を受けて、適正な運営管理を行っています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>地域との関わりについて「事業計画」「年間カリキュラム」に、基本的な考え方を明記しています。子育てに役立つ情報として、子育て支援のチラシ・相談窓口・ファストドクター等のパンフレットを玄関に設置し、地域における社会資源の利用を保護者に提供し促しています。地域との交流を目的として、地域の自治体（親和会）との交流が積極的に行われ、子どもが散歩に出かける公園のクリーン作戦や花壇の植え替えを子ども達と一緒にするような機会が定期的に設けられています。</p>		

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>〈コメント〉 ボランティアの受入れに関する基本姿勢や学校教育への協力について「ボランティア職場体験マニュアル」に明記しています。また、ボランティアの受入れの際の登録手続きや配置・事前説明等の項目はマニュアルに記載し、希望があった際には、対応できるよう整備しています。今後は、学校教育への協力として小学校・中学生等の職業体験を受入れる等、学校と連携した取組みを行うことが望まれます。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>〈コメント〉 関係機関との連携として、子どもや保護者等の状況に対応できる社会資源は「安全保育マニュアル」に明記し、事務所内に一覧を掲示しています。西宮市子ども支援課との連携で地域の状況について情報共有を行っています。要保護児童への対応については、西宮市家庭こどもセンター・兵庫県こども家庭センターとの連携があります。今後は、関係機関との定期的な連絡会等に積極的に参加し、情報収集することが望まれます。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>〈コメント〉 地域に向けて実施している相談事業として、園見学の際に子育て相談を受けています。地域の関係者とは親和会との連携があり、施設や子どもに関わる行事や会合に参加し、地域の一員として地域課題の把握に積極的に努めています。子育て相談については、園見学の際に随時受け付けています。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>〈コメント〉 地域貢献に係る事業については「中長期計画」「事業計画」に記載しています。親和会と公園の清掃活動に保育士がボランティア参加し、地域コミュニティの活性化やまちづくり等に貢献できるようにしています。今後は、地域防災の対策における防災訓練等に参加する等の取組みが望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもを尊重した保育の実践についての内容は、ホームページ・「全体的な計画」に記載しています。子どもを尊重する保育として「保育安全マニュアル」や「年間指導計画」に基本的な考え方と具体的な方法を記載し、様々な特色ある教育・保育の方法を取り入れています。子どもが互いに尊重する心育を異年齢保育で実践しています。職員は人権擁護の研修を受講したり、子どもを尊重した保育について「人権擁護のためのセルフチェックリスト」等を活用したりして、子どもの人権尊重について自身の振り返りを行い、理解を深めています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービスが行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>プライバシーに配慮した取組みの具体例として、排泄やオムツ替え・着替えの際には、全裸にならない等、配慮した保育実践が行われています。外部から保育室内が見えない環境となっており環境整備しています。今後は“保育実践でのプライバシー保護について”配慮している内容を作成し、既存のマニュアル等に追記することやその取組みを保護者に周知することが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>施設の情報は、ホームページや施設の情報チラシ・西宮市広報ホームページに記載し、多くの人に周知できるようにしています。理念・方針・目標・保育内容・利用案内・持ち物・一日の流れ等を記載しています。特に施設の情報チラシには、西宮市作成の「保育園に入るまでにおきましよう」を添付して生活リズム・離乳食の進め方・保育園での生活について入所前の保護者に提供しています。利用希望者の施設見学は、一日二組程度随時受け付けをし、保育内容が見学できる午前中に個別案内しています。その際に、質問や相談を受け付けて丁寧に対応しています。今後は、情報提供について適宜見直しをし、写真や絵図等を使用して誰にでも伝えられるような工夫が望まれます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>利用が決まった保護者には、園のしおり・重要事項説明書・個人情報保護の方針・同意書・勤務証明書・保育必要時間申請書・その他アセスメントに関する書類等を配布し、新入園児面談で説明しています。利用にあたっては、疑問や質問に対応し「同意書」を提出してもらい、保護者の意向を確認しています。進級時においても「園のしおり」「重要事項説明書」を配布し、利用についての同意を得ています。今後は、特に配慮が必要な保護者についての、対応方法をルール化し、適正な説明運用が望まれます。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>転園・卒園にあたり「退園時に用意するもの」を基に行っています。子どもの状況は、「経過記録」を用いて転園先へ引継ぎをしています。施設利用の終了後も子どもや保護者が相談を希望した場合でも相談できるよう「重要事項説明書」に記載し周知しています。施設の窓口は施設長が担当者となり、保育の継続性を確保する為の対応を行っています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>職員は日常保育の中で、子どもの好きなこと・喜ぶこと・保育園が好き等の保育観察を行い、子どもの満足度を把握しています。保護者の意見や要望を把握する方法として、連絡帳や行事後アンケートで情報を得ています。夏祭り時の空調や発表会の二部制から全員で観覧できるようにする等の具体的な要望があり改善した事例があります。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>苦情解決の仕組みについて「苦情対応マニュアル」を整備しています。苦情解決の体制として、苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置しています。玄関の掲示ボードに苦情解決の仕組みの掲示・ご意見箱を設置しています。また、ホームページや重要事項説明書・保育安全マニュアルに『要望・苦情に関する相談窓口』を記載し、苦情解決の実績はホームページに掲載しています。苦情内容については「苦情報告ファイル」に記録しています。苦情の申し出があった場合は、早急に責任者同席の基、保護者と直接面談を行い回答し解決に向けて努力しています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者が相談や意見を述べる方法は、玄関に苦情解決の体制の掲示やご意見箱の設置をして「重要事項説明書」に“苦情等の受付について”の記載があり、相談対応と意見の傾聴に努めています。相談を受ける際には空き保育室を利用し、相談者のプライバシーを守り話しやすい環境を整えています。また、施設長が対応し、保護者が相談しやすい雰囲気を作っています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者の対応については、相談内容に応じて個別に対応し、保護者への声掛けや不安な状況を見逃さず、職員間で共有するようにしています。職員は、保護者対応・保護者支援のキャリアアップ研修で社会福祉援助や保護者支援を学び、速やかに対応できるよう努めています。「保育安全マニュアル(意見・要望・苦情への対応)」の見直しは、年1回行うこととしています。</p>		

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントのマニュアルとして「保育安全マニュアル」を整備しています。また「安全点検チェック表」「ヒヤリハット報告」「事故報告書」等を活用し、発生要因を分析して再発防止に努めています。職員は、救命講習・西宮市のリスクマネジメント研修を全職員が受講し、安全確保・事故防止の感度を高めています。園内には、防犯カメラを設置し、事故・侵入・災害等の発生を記録する体制があります。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対策責任者は、施設長が担い「保育安全マニュアル」「保健衛生ハンドブック」「感染対策マニュアル」に基づき、日々の感染症対策が行われています。職員は、ミーティングで情報共有を行っています。感染症が発生した場合は、メール配信・玄関掲示を行い、施設内の消毒・換気・嘔吐物血液等の迅速な処置を行い、感染者数や発生状況等の確認をして初動対応に努めています。マニュアルの見直し時期は、年度末としています。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
<p><コメント></p> <p>災害時の管理体制は「保育安全マニュアル」「災害発生時職員配置」に明示し、緊急時の対応や避難ルート等の対応を定めています。「事業継続計画」は適切に作成し、施設再開に向けての復旧計画としています。子どもや保護者及び職員の安否確認は、点呼確認をすると共に出席簿・出勤簿を利用しています。災害避難リュックを常備し、すぐに持ち出せるようにしています。毎月「避難確保計画」に基づいて計画書と実施記録を記載し、年1回近隣公園で消防署と合同訓練を実施し、子どもの安全確保の為の取組を行っています。</p>		
40	III-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	b
<p><コメント></p> <p>食中毒への対処については、発生時の対応ができる「食中毒マニュアル」を整備し、年度末に年1回の見直しを行っています。今後は、マニュアルを実際の研修に活用し、定期的に内容を検証・改訂することで、より実践的で効果的な対応体制を強化していくことが望めます。</p>		
41	III-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>不審者侵入時の対応については「防犯マニュアル」を整備し、警察等と連携してマニュアルに基づく不審者訓練を毎年6月に、全職員参加して実施しています。また、マニュアルは年度末に年1回定期的に見直しを行っており、見直しの中で不審者対応時には対象者に近づきすぎないように距離を保つ等の改善を図っています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>標準的な保育の基本方針は「保育安全マニュアル」に明示しています。標準的な保育の実施方法には「保育理念・方針」「子どもの権利擁護」「プライバシー保護」等の基本姿勢に基づき、養護面での配慮や保護者との連携、子育て支援、安全・衛生など、保育を展開していくための方法について記載し保育者が共通認識のできる施設の保育方法の基本となる文書を作成することが望まれます。</p>		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>保育の振り返りについては、指導計画・個別指導計画等で評価・反省を行っています。保育の基本方針については、法人園長会で協議し、見直しをする仕組みがあります。今後は、標準的な保育の実施方法について、定期的な評価・見直しを行い、職員及び保護者等の意向も十分に反映させることが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に作成している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもの生育歴や保護者面談等の情報に基づいて、指導計画は年間・月間・週案・個別指導計画をクラス担任が作成し、施設長が責任者となっています。内容には子どもの状況を把握して養護と教育について作成しています。また、保護者のニーズを反映する計画となるようにしています。個別のニーズに対する配慮や留意事項は「個人懇談シート」に記載しています。今後は、アセスメントを作成するにあたっての配慮・注意事項についての手順書等を作成することが望まれます。</p>		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>指導計画の見直しについては、年間・月間・週日案の「評価・反省」欄に記載しています。評価した結果を次の計画に生かした事例として食育の“見る”から“触れる”への変更を行いました。また、保育内容の変更等については、職員会議で検討し、子どもの発達に応じて行うこととしています。今後は、指導計画を緊急に変更する場合や、見直しを行う際の手順や具体的な方法を記載した文書を作成することが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもの身体状況や生活状況等は「園児台帳」に、成長発達の様子については「健康診断票」に記録しています。職員間の情報共有は、職員会議の議事録を回覧し「連絡表」の活用等工夫をして情報共有しています。今後は、記録の書き方について、職員により差異が生じないように、記録の内容や記載方法を示した文書等を作成することが望まれます。</p>		

47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント> 記録の管理責任者は施設長とし、年度初めの職員会議でデータや個人情報に関わる書類の持ち出し禁止を伝えています。保護者には、新入園面談や進級時に書面で個人情報保護の方針について同意を得ています。個人情報に関わる書類は、事務所内の鍵付き書庫で保管し、不正な利用や漏洩に対する対策等、個人情報保護に関して徹底した管理が行われています。</p>		

評価対象 A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	非該当
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a

特記事項

- 全体的な計画には、保育理念・保育方針・保育目標を記載しています。年齢別の子どもの養護と教育、五領域での保育のねらいを明記し、社会的責任・人権尊重・説明責任・情報保護・苦情処理解決を記載し、健康支援・環境衛生管理・安全対策・事故防止・食育・保護者支援・小学校との連携・研修計画・特色ある保育等を記載しています。今後は、保育所保育指針に基づいた年齢別の発達過程を明記し、乳児の保育内容については“3つの視点”で捉えた内容となった計画を策定することが望まれます。また計画を策定する際には、全職員が参画することが望まれます。
- 子どもが心地よく過ごすことのできる環境として、空気清浄機の設置・温湿度計の設置で適切な室内環境を確保しています。施設内の設備・用具の衛生安全管理について「安全点検チェック表」で毎月行っています。玩具は毎日アルコール消毒をし、感染予防に努めています。室内の家具の配置等では、死角にならないよう子ども全体が見渡せるように配置し、コーナー保育を中心に子どもの動線や安全を考えています。子どもが心身共に落ち着けるよう、少人数の保育・育児担当制保育を取り入れパーソナルスペースを作り、子ども一人ひとりの状況に対応しています。保育者が子どもの顔が見えるよう少人数で食事の援助をし、子どもの体に応じた机と椅子を用意して足が床に届かない時には足台を置いて安定できるように配慮しています。手洗い場やトイレは衛生的に使用できるよう清掃をし、手洗い場にはマットを敷き、水濡れによる転倒防止をしています。
- 一人ひとりの子どもに応じた援助ができるように育児担当制保育を取り入れています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、保育士はゆっくりと子どもの話を聞き、気持ちを受け止めるようにしています。子ども同士のトラブルの際は、怪我が起こらないように側で見守り一人ひとりの話を聞き、自分の気持ちを話せるようにして、保育者が仲立ちをして援助しています。集団活動に参加したくない子どもがいた場合は、子どもの思いを尊重し、無理強いしないようにしています。保育者の言葉掛けについては、子どもが分かりやすい言葉を選んで話すように心掛けています。また職員は、日々の保育の振り返りをして、施設長からの指導により、子どもの言葉を肯定的に受け止めるようにしています。
- 子どもの発達段階に応じた支援の方法は、月齢の発達だけでなく個々の発達を捉え、それに応じた遊び・食事等の環境を整えるように配慮しています。毎日同じ生活の繰り返しの中で、子どもの主体性を伸ばす・引き出す保育を行っています。保育者が見本となって一人ひとり個別に行うようにして、身に付けられるようにしています。子どもが一人でやろうとする意思を尊重し、出来た時には大いに褒めて自信や意欲に繋げています。
- 子どもの主体的な活動ができるよう、コーナー保育（ままごと・ブロック・パズル・絵本・乗り物・手作り玩具等）を取り入れ、自分で自由に好きな玩具を取り出せるようにしています。週3～4回程度散歩へ出かけ、戸外活動を行っています。その際には、かくれんぼ・しっぽとり・自然物採取・探索活動等をして楽しく遊んでいます。散歩に出かけることで、園外の街の様子や季節を感じる機会としています。地域との交流は、自治会との良好な関係を持ってチューリップの球根植え等を一緒に行っています。
- 0歳児保育の特徴として育児担当制保育を行っており、連絡帳や朝の受入れ時に子どもの様子を家族と共有し、一人ひとりの生活リズムに合わせた保育を行っています。子どもが安心して過ごせるように優しい声掛け・ふれあい遊びを通して愛着関係を築けるよう心掛けています。応答的な関わりは、生理的欲求を十分に満たして、気持ちの良い生活ができるように配慮しています。子どもの要求に応じて気持ちを受け止め、言葉を代弁しながら、繰り返し行って満足できるようにしています。保育室は、区切りをし、遊びと食事の場所を分け、子どもの成長に合わせた玩具や室内のマットを用意し、転倒や怪我に繋がらないように配慮しています。今後は、ハイハイ・伝い歩きや探索活動が十分にできるような室内空間の見直しをすることが望まれます。

- 1, 2歳児の保育の特徴として、育児担当制保育を行っています。自分で使用とする気持ちを大切に、衣服の着脱を一緒に行いながら自我の芽生えや育ちを受け止めています。豊富なコーナー保育（ブロック・ままごと・乗り物コーナー等）を用意し、探索活動が十分できるように工夫しています。イヤイヤ期の対応は、気持ちを受け止め見守ったり、選択肢を増やしたりして子どもの思いを受容しています。子ども同士のトラブルについては、喧嘩の様子を見守り、子どもが自分の言葉で伝えられるように仲立ちしています。噛みつきや手が出やすい等の特性を職員間で共有し配慮しています。子どもの状況については、保護者に対して体調・一日の様子を毎日連絡帳で知らせて送迎時に対面で伝え、子どもの育ちを共有しています。保育者以外の大人との関りは公園の活動や球根・種植えの地域の大人との交流があります。
- 障がい児に応じた環境整備として、バリアフリーやコーナー保育で子どもが落ち着いて過ごせる等整えています。職員はキャリアアップ研修・年齢別講座等で必要な知識や情報を得ています。西宮市子ども支援課からの保育指導が月一回あり、配慮が必要な子どもについて助言を受けています。職員は、障がい児保育の環境・障がい児の理解について必要な知識や情報を得ています。今後は、障がい児を受け入れる方針や障がい児指導計画の作成方法について文書化し、受け入れ体制を整理することが望まれます。
- 子どもの健康管理は「保育安全マニュアル」「安全ガイドライン」に基づき対応しています。子どもの日々の健康状態は、健康記録チェック表・連絡帳・連絡ボードに記入し、全体共有を図っています。与薬については、基本的には預からない方針になっていますが、医師の指示書の基「与薬依頼書」で処方された薬のみ預かっています。毎月のおたより・玄関の掲示物を通して、保護者に子どもの健康に関する情報を伝えています。睡眠の確認は「健康観察チェック表」で5分ごとにタイマーを使用して、機嫌・鼻水・目やに・皮膚・咳・検温・温度・湿度を記入しています。今後は、子どもの健康に関する「保健計画」を策定し、健康に関する方針や目標を設定することが望まれます。
- 子どもの健康状態を把握する為、嘱託医による内科健診(年2回)・歯科健診(年1回)行い、健康の記録(歯科健診表・健康診断票)に記録しています。健康診断の結果を保護者に配布し、通院が必要な子どもには直接保護者に伝達し、受診報告書(歯科)の提出をしてもらっています。当日欠席の場合は、後日嘱託医の医院で受診し指定の健康診断書を提出してもらうようにしています。今後は、健診結果に基づいて「保健計画」の見直し・反映させる仕組み作りが望まれます。
- アレルギーについては「安全ガイドライン」(西宮市)「食物アレルギー対応手引」等に基づき対応しています。保育所に於ける「アレルギー疾患生活管理指導表」を活用し、保護者からの聞き取り調査を実施し「アレルギーに関する調査表」の提出で、保護者と詳細に連携しています。アレルギー児の食事提供は、誤食の防止に向けて給食室・担任・フリー職員によるダブルチェックを行っています。また、配膳時には声を出して除去の有無を確認しています。アレルギー児の名前・食事内容を記載した専用のトレイで配膳の間違いを防ぐよう取り組んでいます。職員は月一回の職員会議でアレルギー児についての情報を共有し、理解を深めています。
- 「食育計画」は“よく食べる”をテーマとし、“保育士や友だちと楽しく食べることで食を楽しむ心を養い健康な心と体を育む”を目標としています。計画は各年齢別に年間計画を立て食育活動が積極的に行われ、子どもが好き嫌いなく何でも食べることができるよう配慮しています。食事は個々の成長・発達に配慮し、保育者が対面に座って見守り援助ができるようにテーブル等の配置をしています。また、自分のペースで食べられるように落ち着いた雰囲気の中で、メニューの説明や声掛け等をして援助しています。子どもの体調や年齢・好み等を考慮して、食事の量や盛り付けを調整しています。食育活動として、毎月担当職員が計画に応じた保育活動を行い、栄養士との密な連携で楽しい活動が行われています。保護者には「食育だより」や玄関に本日の給食の写真掲示等で食に関心が持てるようにしています。

○給食調理の特徴として、卵・乳の完全除去を行っており、手切り調理・完全手作り給食を実施しています。咀嚼の発達に合わせて大きさを変えて調理したり、体調不良がある場合は給食内容を変更したりして発育状況にあわせています。「残食・嗜好調査票」で残食状況を確認し、子ども達がよく食べた物等の報告を受けています。調理担当（栄養士・調理員）は、季節に合わせた献立や行事食として“お月見カボチャうどん・チキンと夏野菜のトマト煮・七夕そうめん”など、地域の食物文化として“金魚めし・鮭のちゃんちゃん焼き”を提供しています。「保育安全マニュアル（食中毒）について」に基づき、衛生管理が行われています。栄養士・調理員は、子ども達の食事の様子を見学する機会が毎日あり、喫食状況を把握しています。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

特記事項

<p>○保護者との日常的な情報交換として「連絡帳」を毎日取り交わすと共に、送迎時に今日の子どもの様子を保護者と情報共有しています。また、運動会や発表会・保育参観等を実施し、子どもの成長を伝える機会を設けています。</p> <p>○保護者の意見に傾聴し、丁寧に返答してコミュニケーションを取るようにしています。子どもの活動の様子等伝える際には、子どもの成長した姿を肯定的に伝えるようにしています。保護者から相談があった際は、施設長・担任が受付けて、個別に話を聞けるように配慮しています。今後は、保護者対応の方法について「保護者対応マニュアル」等を作成し、施設長から職員へ指導や研修を行い、全職員が適切に対応出来るよう研修等の機会を設けることが望まれます。</p> <p>○子育てや就労・生活等の状況については、園児台帳・入園児アセスメント・日常の保護者との会話等で把握しています。家庭での子どもに対する関わりについて、疑いを感じた場合は「虐待発見チェックシート」と共に施設長に報告し、職員会議を開催して協議することとしています。虐待等の事案については、西宮市子ども支援室・西宮市子ども家庭支援室等の専門機関と連携を図り「保育安全マニュアル」に応じて行うこととしています。子どもの権利について、定期的な虐待等の防止及び適切な対応の為に、西宮市からの情報を職員間で共有し、「虐待発見チェックシート」の掲示により意識を高めています。</p>
--

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A②	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

特記事項

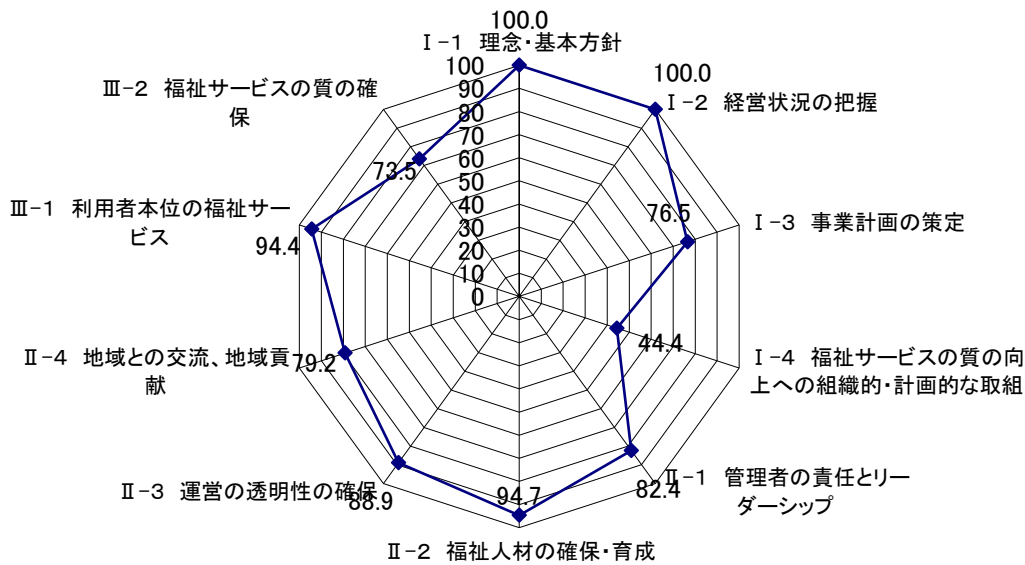
○保育実践の成果や経過を振り返る方法として、保育士は月間指導計画、週間指導計画、個人指導計画の評価および反省を記載し、自身の保育を振り返っています。今後は、保育者が自己評価票を使用して個人の目標を設定し、その目標達成のために振り返りを行い、定期的に施設長との面談を通じて評価する仕組みが望まれます。また、職員の自己評価を施設全体の自己評価に繋げ、継続的に保育の質を向上させる取り組みが行われることが望まれます。

I～III 達成度

どんぐりルーム甲子園 様

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	7	100.0
I-2 経営状況の把握	8	8	100.0
I-3 事業計画の策定	17	13	76.5
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	4	44.4
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	14	82.4
II-2 福祉人材の確保・育成	38	36	94.7
II-3 運営の透明性の確保	9	8	88.9
II-4 地域との交流、地域貢献	24	19	79.2
III-1 利用者本位の福祉サービス	71	67	94.4
III-2 福祉サービスの質の確保	34	25	73.5
合 計	234	201	85.9

I～III 達成度



A 達成度

どんぐりルーム甲子園 様

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 全体的な計画の作成	5	4	80.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	54	51	94.4
1-(3) 健康管理	17	14	82.4
1-(4) 食事	15	15	100.0
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	4	100.0
2-(2) 保護者等の支援	13	11	84.6
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	2	33.3
合 計	114	101	88.6

総合計(I～Ⅲ+A)	348	302	86.8
------------	-----	-----	------

A 達成度

